

一般社団法人全国水産技術者協会定款

平成20年 9月29日公証人認証
平成20年10月22日施行
平成20年12月15日改正
平成21年6月11日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国水産技術者協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、水産に関する調査、試験研究及び開発等に従事した経験を有する者が、その業務を通じて得た科学的知識、技術、経験等を社会に還元することにより、水産に関する技術の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 水産に関する調査、研究開発の推進
- 2 水産に関する技術専門家等に関する情報提供
- 3 水産に関する技術的な事項の啓蒙普及
- 4 会員相互の親睦に関する事業
- 5 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第5条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還手続き)

第6条 総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

(公告の方法)

第7条 この法人の公告は、インターネット上のウェブサイトに掲載して行う。

第2章 会 員 等

(会員の種別)

第8条 会員は、正会員、賛助会員とし、正会員のうち希望する者を社員とする。

- (1) 正会員は、水産に関する調査、試験研究及び開発の業務に従事した経験を有する者であって、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び法人とする。

(入会)

第9条 会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第10条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当した場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合には、議決の前に、その会員に対して総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は総会の議決に違反する行為をしたとき。
 - (2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

第3章 役員等

(役員の数および選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上20人以内
- (2) 監事2人

理事のうち、会長、理事長及び専務理事1人を置く。

第15条 理事及び監事は、この法人の正会員の中から総会において選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、理事長及び専務理事は理事の互選とする。
- 3 監事は、理事または法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その会務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐し、会長の命を受けて会務を処理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 専務理事は、理事長を補佐して会務を処理し、理事長に事故ある時はその職務を代理し、理事長が欠けた時はその職務を行う。

4 理事は理事会を組織し、業務を執行する。

5 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月法律第48号)の第99条から第104条までの職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第18条 任期満了または辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前にその役員に対して総会で弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員には総会の議決を経て報酬を支払うことができる。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第4章 総会

(総会)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とし、社員で構成する。

2 通常総会は毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は必要に応じて開催する。

4 総会は、あらかじめ総会で定めるところにより、社員のうちから選出された代議員によって開催することができる。この場合にあっては、この章の第23条から第26条まで及び第27条並びに第9章の第35条、第36条及び第37条の「社員」とあるのは「代議員」と読み替える。

(招集)

第23条 総会は、会長がこれを招集する。

総会の招集は、その開会日の一週間前までに各社員に対して、その通知をしなければならない。

(議事の方法)

第24条 総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員数の過半数が出席し、出席社員の過半数をもって、これを決する。

(議決権)

第25条 社員は、各1個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(1)この書面は、総会の日の前日までに会長に到達しないときは無効とする。

(2)代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(3)書面又は代理人により議決権を行使する者は、出席した者とみなす。

(議長)

第26条 総会の議長は、総会において出席した正会員のうちから選出する。

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した社員2名がこれに署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、会長に対し招集の請求があったとき。

3 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

(1)総会の議決により理事会に委任された事項の決定

(2)総会の招集及び総会に付議すべき事項の決定

(3)規則の制定、改正及び廃止

(4)会費の額、支払期、その他会費に関する事項の決定

(5)委員会の設置、変更及び廃止

(6)その他会長が必要と認めた事項

4 理事会は会長が招集する。

5 理事会は理事の過半数の出席により成立する。

6 理事会の議決は理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

7 理事会に出席しない理事は、あらかじめ文書をもって会長に代理人を届け出、当該代理人によって理事会の議決に加わることができる。

8 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は会長が行い、会長が出席できない場合にあっては理事長が議長を代行する。

(理事会の決議の省略)

第29条2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決し、理事会の決議があったものとみなすことができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果等を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事2名がこれに記名押印するものとする。

第6章 資産及び会計

(資産および経費の支弁)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成し、理事会が定める方法によって会長が管理する。

- (1) 基金
- (2) 設立当初の財産目録に記載された財産(基金を除く。)
- (3) 会費収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄付及び財産目録に記載された寄付物品
- (7) その他の収入

2 この法人の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金分配の禁止)

第32条2 この法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(計算書類)

第33条 会長は毎事業年度終了後、次の各号の書類および付属明細書を作成して定時総会に提出し、第3号の書類についてはその内容を報告し、第1号と第2号および第4号の書類については承認を求めなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 事業報告書
- (4) 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

2 前項の書類等については、総会の1週間前から5年間主たる事務所に備え置き、正会員および当協会の債権者は、当該書類の縦覧または謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 この法人に事務局を置く。事務局はこの法人の事業活動にかかわる事務全般を所管する。

2 会長は、理事会の承認を得て、前項の事務の一部を外部に委託することができる。

第9章 定款の変更、解散、合併および精算

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において総正会員数の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得て議決した決議により変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会において総正会員数の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得て議決した決議
- (2) 法人の合併
- (3) 社員が1名になったとき
- (4) 破産
- (5) 解散を命ずる判決

(合併)

第37条 この法人は、総会において総正会員数の2分の1以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得て議決した決議により合併することができる。

(解散時の残余財産)

第38条 この法人が合併または破産を除き、解散したときの残余財産は国若しくは地方公共団体又は公益的団体に贈与するものとする。

- 2 前項により定まらないときは、法令の定めるところに従う。

第10章 付 則

(設立時の社員の氏名および住所)

第39条 設立時の社員名および住所は次のとおりである。

- 川口 恭一 千葉県佐倉市中志津3丁目32番4号
原 武史 東京都目黒区中町1丁目3番3号
安永 義暢 東京都台東区鳥越2丁目12番13-303号グランシティ鳥越

(定款の施行日)

第40条 この定款は、この法人成立の日から施行する。

- 2 この定款は、この平成20年12月15日から施行する。
- 3 この定款は、この平成21年 6月11日から施行する。

(設立当初の事業年度)

第41条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立当初の役員の任期)

第42条 この法人の最初の役員の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する総会の終結の時までとする。

(その他)

第43条 この定款に規定がない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他関係法令によるものとする。